

速報！さくらユウワ通信

2022年4月1日よりアルコールチェック義務化の拡大

これまで運送業や運搬業などを業務としている「緑ナンバー」の車両を扱う事業者においては、「アルコールチェック」が義務化されていましたが、2022年4月より道路交通法が順次改正され、安全運転管理者を有する「白ナンバーの事業者」もアルコールチェックが義務化されます。

対象になる事業者

次のいずれかに該当する事業者です。

- 乗車定員が11人以上の白ナンバー車1台以上を保有
- 白ナンバーの自動車を5台以上使用している(原付を除く自動二輪車は0.5台換算)

また業務に使用せず、個人が所有・管理しており通勤のみに使用している自動車であれば、台数の算定に含みません。ただし、業務に使用する場合は、自動車の名義に関係なく、台数の算定に含める必要があります。

安全運転管理者の義務

今回の4月からの改正では、安全運転管理者に対して次の業務の義務が追加となります。

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無の確認

- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

また2022年10月1日からさらに次の事項が義務化されます。

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

安全運転管理者の資格要件

	安全運転管理者	副安全運転管理者
年齢	20歳以上(ただし、副安全運転管理者を選任する場合は30歳以上)	20歳以上
運転管理の実務経験(いずれか)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の運転の管理に関し、2年以上の実務経験を有する者 ・上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の運転経験期間が3年以上の者 ・自動車の運転の管理に関し、1年以上の実務経験を有する者
欠格要件	<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会の命令により安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者 ・下記の違反行為等をした日から2年を経過していない者 ・ひき逃げ ・無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転無免許運転にかかわった車両の提供、無免許運転の車両への同乗 ・酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両の提供、酒類の提供、酒酔い・酒気帯び運転の車両への同乗 ・酒酔い・酒気帯び運転、無免許運転、過労運転、放置駐車違反等の下命・容認 ・自動車使用制限命令違反 ・妨害運転(著しい交通の危険、交通の危険のおそれ) 	

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。【田中 雄太】